

## 福祉に関する手当の額の変更について



詳しくは町福祉課にお問い合わせください

福祉に関する手当の額が変更されました。(数字はすべて平成30年度の月額の手当額)

- **児童扶養手当**  
 父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当  
 ▼ 対象児童が1人のとき  
 ・ 全額支給 42,500円  
 ・ 一部支給 42,490円  
 10,030円  
 ▼ 対象児童が2人のとき  
 10,040円  
 ※一部支給の場合は、10,030円  
 5,020円  
 ▼ 対象児童が3人以上のとき  
 1人につき6,020円加算

※一部支給の場合は、6,010円  
3,010円

### ● 特別児童扶養手当

在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して支給する手当

- ・ 特別児童扶養手当1級 51,700円
- ・ 特別児童扶養手当2級 34,430円

### ● 特別障害者手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給する手当

26,940円

### ● 障害児福祉手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対して支給する手当

14,650円

### ● 経過的福祉手当

福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していたもの(20歳以上)で特別障害者手当の要件には該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して従前の例により支給される手当

14,650円

※各手当は所得による支給制限があります。

町福祉課 ☎096-234-1114(内線143)

## 国民健康保険税の税率などが変わります



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

### ■ 平成30年度から国保税の税率などが変更になります

国民健康保険は、平成30年度から制度が改正され、都道府県と市町村が共同保険者となり運営を行っています。

これにより都道府県単位での被保険者の資格管理になったり、保険証の有効期限が変更されるなどの改正がありました。また、平成30年度からの国民健康保険税の計算方法や税率も変更されます。

今までは、「医療分」、「後期支援分」、「介護分」をそれぞれ前年の所得を基に計算する所得割、その年の固定資産税額を基に計算する資産割、被保険者数に応じて計算する均等割、各世帯に掛かる平等割の4方式で計算していました

が、平成30年度からは「医療分」と「後期支援分」を所得割、平等割、均等割の3方式、「介護分」を所得割と均等割の2方式で計算します。

税率については、県が被保険者数や所得額、標準的な収納率などを用いて計算する標準保険税率を参考に町が決定します。

この計算方法と税率の変更で世帯によっては国保税の負担が増加する可能性もありますが、国保の健全運営のため被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### ■ あんま・はり・きゅう治療券を発行しています

あんま・はり・きゅうなどの治療を受ける際に治療券を町と協定を締結した施術業者に提出することで、1回の治療に対し1,000円が補助される「あんま・はり・きゅう治療券」を発行しています。国保被保険者で治療券が必要な人は、被保険者証と印かんをご準備の上、町住民生活課で申請してください。

治療券は、1世帯当たり12枚(1枚につき1,000円を補助)発行し、有効期限は翌年の3月31日です。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

## 国民年金

## ■国民年金への加入手続きが必要ですよ

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。また、勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方や、収入が増加したことなどで扶養から外れた配偶者の方も、国民年金への切り替え手続きが必要です。このほか、20歳にならなかった学生の方も届出が必要です。

## ■国民年金保険料について

平成30年度国民年金保険料は、16,340円(月額)です。この定額料に、毎月400円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます。(※付加年金の加入には、申請が必要です。)また、2年分、1年分、6カ月分をまとめて前払いする前納制度があります。前納すると、割引が適用されるのでお得です。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めないと、万が一の

ときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

## ■学生納付特例制度

学生の方は、所得が一般的に少ないため、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。未納のままにしておくと、老後の受け取りだけでなく、万が一けがや病気などで障害が残ったときに、保障が受けられない場合がありますので、納付ができない方は、学生納付特例制度の申請をしておきましょう。承認期間は、4月から翌年3月までで、2年1か月前までさかのぼって申請することができます。ただし、特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、金額は反映されません。10年以内であれば、さかのぼって納付できる追納制度がありますので、将来受け取る年金額を増やすために、追納をお勧めします。申請には、学生証または在学証明書が必要です。

## ▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

096・367・8144

## 男女共同参画

## ■「さんきゅうパパプロジェクト」とは？

「さんきゅうパパプロジェクト」とは、妻の産後すぐに、休暇を取る男性を増やしていこうという取り組みです。

妻の出産や育児のために長期の休暇は取りにくいという場合でも、1日か2日の休暇、それが難しい人でも、半日の休暇ならば取れる人も多いのではないのでしょうか。男性もそうしたパパの「産休」をきっかけに、自分の働き方を見直し、家事や育児の体験を通じ、自分の家庭との関わりを深めることができるでしょう。

かけがえのない命の誕生の時に、家族が時を共にし、夫婦で一緒に子育てを始め、絆(きずな)

パパが産休  
家族にサンキュー

～さんきゅうパパプロジェクト～

をいっそう深める。「さんきゅうパパプロジェクト」には、そんな想いが込められています。

## ■パパの「産休」を取るタイミングは？

パパの「産休」にあたって、長期の休暇は取れない場合は、子どもが生まれる日や退院する日、出生届けを出す日、また、産後の定期健診の日や妻の体調が悪く夫のサポートが必要な日などでもよいでしょう。上の子がいる場合は、上の子の面倒をパパがみれるといいですね。

## ■さんきゅうパパ準備BOOK

内閣府子ども・子育て本部では、男性の「産休」についての理解を深めるため、『さんきゅうパパ準備BOOK』を作成し、ホームページでも公開しています。この冊子では、妊娠から出産、産後まで、女性はどのような体や心の変化を経験するのか、どのようなつらさを感じ、どのような支援を必要としているのかなどを理解する助けになります。

## ▼さんきゅうパパ準備BOOK

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/etc/project/book.html>

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線104)

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447 (内線323)